主 文

一 原判決主文第一項を取消す。

ニ 被控訴人らの右取消にかかる部分の請求を棄却する。

三 控訴人の本件控訴中その余の部分を棄却する。

四 訴訟費用は、第一、二審を通じて二分し、その一を被控訴人らの負担とし、その余を控訴人の負担とする。

事 実

第一 当事者の求めた裁判

一 控訴人

1 原判決を取消す。

2 被控訴人らの請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用は、第一、二審とも被控訴人らの負担とする。

との判決

ニ 被控訴人ら

1 本件控訴を棄却する。

2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

との判決

第二 当事者の主張、証拠

当事者双方の主張及び証拠の関係は、次に付加、訂正するほかは、原判決事実摘示と同一であるから、これをここに引用する。

一 原判決二枚目表一〇行目の「訴外A」の次に「(以下「A」という。)」を、同三枚目表九行目「売買契約」の次に「(以下「本件契約」という。)」をそれぞれ加え、同一一行目から同裏四行目までを次のとおり改める。

1 本件契約の締結日、買主及び売買価格が不明確である。

本件契約締結日については、甲第一号証(売買契約證)には昭和五一年五月一日と、乙第一四号証(評価書)には昭和五二年九月とそれぞれなつており、本件契約は、本件不動産に対し任意競売の申立てがあつたため慌てて形式的に締結されたものと考えられ、また、被控訴人らは、買主は被控訴人らで売買価格は金一五〇〇万円であると主張するが、前掲乙第一四号証には、買主は被控訴人らの父訴外Bで代金は金一三〇〇万円との記載がある。このように、本件契約締結日、買主、売買価格がいずれも極めて曖昧であることからも、本件契約は、虚偽表示による無効なものである。

2 売買契約書及び代金領収書の作成に不自然なところがある。

前掲甲第一号証(売買契約證)の買主及び売主の各名下には、いずれもいわゆる三文判が押捺されており、しかも、買主である被控訴人両名については同一の印章が使用されている。また、同日、同一場所で作成された前掲甲第一号証と甲第二号証(昭和五一年五月一日付領収証)のA名義の各印影は異なつた印章によるものである。更に、甲第二号証から第一二号証までの各領収証には、Aの同一の印章が使用されているが、多種の印章を使用しているAが長期間にわたつて作成された右各領収証に同一の印章を使用したとは考えられないので、右各領収証は同一の機会に一度に作成された疑いが強い。

このように、前記「売買契約證」や「領収証」にはその作成自体に不自然なとこ ろが多い。

3 代金支払方法が不可解である。

本件契約において残代金(金一二〇〇万円)に関する支払方法についてのとり決めがなされていないが、通常、不動産取引において売買代金につき明確な支払期日の定めのないことなどは考えられない。

4 その他、被控訴人ら及びその父(B)が、昭和五一年五月一日当時、本件不動産をその登記簿を全く調査せずに買受けたとしている点や、被控訴人らには柏市 a 町に住居があり、本件不動産を購入して転居する必要性が全くなかつたことなどから判断すれば、本件契約は虚偽のものである。

二 同三枚目裏七行目の「Aとの間」から八行目の「であり」までを、「Aとの間には、本件不動産を売買する意思がなかつたのに、あるもののように仮装したものであり」に改め、同一一行目の次に、次のとおり加える。

四 右主張に対する被控訴人らの答弁

本件契約が虚偽表示によるものであるとの点を否認する。

三 被控訴人らの主張

1 控訴人に対し本件仮登記に基づく本登記につき承諾を求める理由は、次のと

おりである。

- (-)Aは、昭和四七年四月一一日、訴外八木農業協同組合(以下「組合」と との間で、極度額を金六〇〇万円、債権の範囲を農業協同組合取引その他 として、本件不動産につき根抵当権設定契約を締結し、同月一二日、その登記がさ れた。
- 組合は、昭和五三年二月二八日、右根抵当権の実行として、千葉地方裁 判所松戸支部に本件不動産に対し競売の申立てをし、右は同裁判所昭和五三年 (ケ)第三二号不動産競売事件として係属し、同年三月一日、千葉地方法務局流山 出張所受付第二七七一号をもつて任意競売申立の登記がされた。
- その後、控訴人は、請求原因1記載のとおり、本件不動産に対し強制競 (三) 売の申立てをし、同裁判所昭和五四年(ヌ)第四四号強制競売事件として受理さ れ、前記不動産競売事件に記録添付された。
- Aは、昭和五五年四月二日、組合を被供託者として、前記根抵当権の被 担保債権元金四四五万円、利息及び損害金一二三万六四五三円、競売手続費用金二 五万四八〇〇円、合計金五九四万一二五三円を同法務局松戸支局へ弁済のため供託 した。そして、右供託により右競売の基本たる根抵当権の消滅したことを理由に同 裁判所に不動産競売開始決定の取消しと競売申立ての却下の裁判を申立てたとこ ろ、同年六月四日、右申立てが認容され、その裁判は確定した。
- 右競売開始決定の取消しと競売申立ての却下によつて、記録添付されて いた控訴人申立てにかかる強制競売手続が続行され、控訴人は、本件不動産の登記 上の利害関係人となつたものである。
- (六) したがつて、被控訴人らは控訴人に対し、本件仮登記に基づく本登記に つき、控訴人の承諾を求めるものである。
 - 仮登記のままで承諾の意思表示を求めうることについて

被控訴人らが、請求原因2ないし4記載のとおり、Aから本件不動産の所有権を 完全に取得し、一方、右1 (五) のとおり記録添付されていた控訴人申立てにかか る強制競売手続が続行され、控訴人は本件不動産の登記上の利害関係人となつたの であるから、被控訴人らは、不動産登記法第一〇五条第一項(第一四六条第一項) の規定により、仮登記のままで控訴人に対し承諾の意思表示を求めることができ る。

3 前記千葉地方裁判所松戸支部昭和五三年(ケ)第三二号不動産競売事件(同裁判所昭和五四年(ヌ)第四四号記録添付事件)は、競落許可決定が確定した段階 で、手続が事実上停止され、そのまま現在に及んでいる。

四 右主張に対する控訴人の認否

被控訴人ら主張の1(一)ないし(四)、3の事実を認め、その余の主張を争 う。

五 証拠(省略)

由

- 請求原因1の事実及び被控訴人らの主張(事実摘示三)1(一)ないし
- (四)、3の各事実は、いすれも当事有間に要いかない。 二 ところで、被控訴人らは、本件仮登記に基づく本登記につき控訴人の承諾を 大きに、本性不動産に対し強制競売の申立てをし、 求めるが、控訴人は、前記一のとおり、本件不動産に対し強制競売の申立てをし、 記録添付となつた債権者ではあるが、本件不動産の登記面上には控訴人の権利につき何ら記載がないのであり(このことは記録添付の性質及び成立に争いがない甲第一七号証ないし第一九号証によつて明らかである。)、たとえ、被控訴人ら主張の ように、根抵当権の実行として既に開始されていた任意競売手続が根抵当権の消滅 によりその競売開始決定が取消され、競売申立てが却下されたとしても、登記面上 に控訴人の権利につき記載のないことには変わりはないから、控訴人は、不動産登 記法第一〇五条第一項の規定により準用される同法第一四六条第一項の「登記上利 書ノ関係ヲ有スル第三者」にはあたらないので、本件仮登記に基づく本登記の申請書には、控訴人の右本登記についての「承諾書又ハ之二対抗スルコトヲ得ベキ裁判ノ謄本」を添付することを要しない。したがつて、控訴人に対し右の承諾の意思表示を求める被控訴人らの請求は理由がない。

次に、被控訴人らの第三者異議の訴えについて判断する。

原審における証人A、同Bの各証言、被控訴人C本人尋問の結果及びこれら により真正に成立したと認められる甲第一号証ないし第一四号証、成立に争いがな い甲第一七号証ないし第一九号証によれば、被控訴人らは兄弟であり、昭和四五年 ころから千葉県流山市内の工場でメツキ加工業を営み、共に同県柏市内の住居から

定を覆えすに足りず、他に右認定を左右する証拠はない。 控訴人は、本件契約は虚偽表示で無効であると主張するが、右主張事実を証する に足りる証拠はなく、前記認定のとおり、本件契約は、Aと被控訴人ら間で、真 実、本件不動産を売買する意思でなされたものと認められる。

2 不動産につき所有権に関する仮登記を受けている者が実体上当該不動産の所有権を取得している場合において、その不動産に対する強制競売又は担保権の実行としての競売(以下この両者の競売を単に「競売」という。)手続の排除を求めるために、第三者異議の訴えを提起することができるかどうかについて、次に判断する。

ところで、昭和八年四月二八日大審院判決(民集一二巻九号八八八頁)は、「強制競売手続二依ル譲渡ハ之ヲ以テ仮処分権利者ニ対抗スルコトヲ得ザルモノニシア仮処分権利者に対している。明明のでは、では、大田のののでは、では、大田のののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のののでは、大田のののでは、大田ののでは、大田のののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のののでは、大田のでは、大田のでは、大田ののでは、大田のでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田のでは、大田ののでは、、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、、田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、、田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、大田ののでは、、「田ののでは、、「田ののでは、、「本ののでは、、「田ののでは、、「田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、「田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、田ののでは、、「は、田

効ひいては競売手続自体の覆滅に帰着するものであるから、かかる仮処分権利者の 第三者異議の訴えによってその手続を中途において排除せしめるのがより合理的、 経済的であることは否定し得ない。この場合も、仮処分権利者すなわち所有権者は、仮処分の登記を受けてはいるが、所有権そのものの取得の登記は受けていない のであるから、所有権の取得を差押債権者に対抗できる筋合ではなく、さればこそ 前掲判旨も「強制執行ノ目的物ノ譲渡ヲ妨グル権利」を有するものとしているので あろうが、所有権に関する仮登記権利者にあつても、仮登記の順位保全の効力によって、強制執行の目的不動産の競落(買受)による所有権の取得を結局否定するこ とができるのであるから、彼此の間にさしたる逕庭はなく、第三者異議の訴の許否に関しては、実質的には同視してさしつかえないわけである。既に昭和四九年一〇 月二三日最高裁判所(大法廷)判決(民集二八巻七号一四七三頁)は、仮登記担保 契約に関する法律の制定される前のものであるが、仮登記担保権者が競売手続の開 始に先立つて、所有権の取得を原因として仮登記に基づく本登記又はその承諾の請 求訴訟を提起している場合、これと牴触する競売手続の排除を求めることができる ものとし、さらに、仮登記担保権者が換価後の清算を必要としない場合、競売手続 が長期にわたつて停止し、迅速な債権満足を得る見込みがない場合等、特に自己固有の権利の実行について正当な法的利益を有する場合には、先行の競売手続の排除 を求めることが許されるものとしているのであるが、もともと仮登記担保権者に競 売手続に参加して優先弁済権の行使を許すのは、これを許さないとした場合、 角開始された競売手続が仮登記担保権の実行によつて覆滅され、更には、競落が確 定したのちにおいても競落人の取得した所有権が追奪されることとなる等、競売手続の安定を著しく阻害する結果を生じることを免かれない」からであるところ、かかる競売手続と仮登記担保権の実行との関係の合理的調整を超えて仮登記担保権者 の法的利益を保護すべき場合には、競売手続の排除(それは第三者異議の訴えによ るものである。)を求めることを許すことも止むを得ないとしているのである。す なわち、仮登記担保としての所有権移転に関する仮登記についてではあるが、仮登 記のままで(従つて所有権取得を第三者に対抗できないけれども)、競売手続の排 除を求める第三者異議の訴えを肯認しているのである。

3 しかして、前記1のとおり、Aと被控訴人らとの間で、真実、本件不動産を売買する意思で本件契約の予約がなされて有効に所有権移転請求権の仮登記がにおいて、昭和五五年二月八日、適法に予約完結権を行使し、同四月二日、残代金を完済したのであるから、被控訴人らは、本件不動産につき実体上所有権を取得したものであることが明らかであり、他方、控訴人の強制競売の申立ては被控訴人らの前記仮登記後になされたものであるから、したがつて、仮登記者である被控訴人らは、右所有権の取得をもつて差押債権者である控訴人に対しても必要に対している。

四 以上のとおりであるから、被控訴人らの本訴請求のうち、控訴人に対し本件 仮登記に基づく本登記をするにつき承諾を求める部分の請求は理由がなく、これを 認容した原判決主文第一項は失当であつて、右部分に関する本件控訴は理由がある から、原判決主文第一項を取消し、被控訴人らの右承諾を求める部分の請求を棄却 することとし、また、第三者異議の訴えについては理由があり、これを認容した原 判決(主文第二項)は結局相当で、右部分に関する本件控訴は理由がないから、こ

れを棄却することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法第九六条、第八九条、第 九二条、第九三条の各規定を適用して、主文のとおり判決する。 (裁判長裁判官 香川保一 裁判官 越山安久 裁判官 吉崎直彌)